これ以後、「全戸配布」資料です。

各戸配布

一部ずつお取りください

２０２４年　８月　３日
白銀ニュータウン自治会

社協及び日赤の活動資金募集のお願いについて

２０２４年度の佐倉市社会福祉協議会（社協）の会費および日本赤十字社（日赤）佐倉市地区の社資の募集を行います。[社協会費及び日赤社資：以下「**活動資金**」と称します。]

今年度の募集方法も従来と同様班長業務の負担軽減のため以下に記載する方法で行います。活動資金は強制ではありませんが、ご協力お願い致します。

【募集方法】（活動資金募集に賛同いただいた方）

① この用紙の下段部分に住所と氏名を記載し、社協会費、日赤社資の欄に**それぞれ金額を記入**してください。また、**領収書を希望**される方は、それぞれの欄に**○印を記入**してください。

社協会費は１口 500 円、日赤社資は１口 500 円です。2 団体に１口づつ応募される場合は合計金額の欄に 1,000 円、どちらか一方の場合は 500 円と記入してください。

★［社協１口：一般会員 500 円（賛助会員 1,000 円、特別会員 2,000 円）］

★［日赤１口：500 円（４口 2,000 円以上だと日赤の運営に参画する支援者として登録されます）］

② 上記必要事項記入後、用紙を切り取り用意してある**小封筒に活動資金募集賛同書と活動資金を入れ**封をしてください。

③ 封をした封筒を回覧板の後ろについている A4 の封筒に入れてください。

多額のご活動資金を応募される方は、所得税、住民税の税額控除にかかる証明書が発行されますので、各団体へ直接寄付することをお勧めします。なお、社協、日赤の活動については皆様ご存知だと思いますが、**概要については、裏面をご参照ください。**

以上

---------- キリトリ ----------

【活 動 資 金 募 集 賛 同 書】

地　番	氏　名	社協会費	日赤社資	合計金額（円）
領収書希望の方（○印をつける）				

なお、領収書がなくても会員として登録されます。

記入後キリトリ、活動資金と一緒に小封筒に入れ、回覧板の最後についている A4 の封筒に入れて下さい。

（参考）

社協および日赤の概要

社協：　社会福祉法第109条に基づく地域社会福祉を推進する民間組織です。佐倉市では14の地区社協にて行政が手の届きにくい各種の地域福祉問題（高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等）に住民同士の助け合いを主体として取組んでいます。白銀が所属する東部地区社協の活動費の約４割が地域住民からの会費によって支えられています。

なお、東部地区社協では、「茶話やかサロン」、「ひとり暮らし高齢者昼食会」、「ふれあいコンサート」、「子育てサロン＜ひろば＞」など様々な活動を行っており、**白銀ニュータウン自治会からは毎年 2 名が理事として参加しています。**

日赤：　日赤は、1877年に「博愛社」という名称で設立され、戦争や災害の際の救護を中心に活動を続けてきました。1886年、日本政府がジュネーブ条約に加入、翌1887年に「博愛社」から「日本赤十字社」に改称、ジュネーブの赤十字国際委員会から国際赤十字への加盟を承認された、世界186か国ある赤十字・赤新月社の一つで、国内単独の民間組織です。

日赤は、国内外において災害救助活動をはじめ、小規模災害時の見舞金の支給、奉仕活動等のボランティア活動、献血事業、医療事業、救急法講習の開催等を行うほか、開発協力事業等の人道的活動を展開しています。

事業に必要な資金の多くは、赤十字の理念やその活動内容に賛同して加入する会員からの社資（社費および寄付金）により賄われています。

全戸配布

白銀ニュータウン自治会　会員のみなさまへ

白銀ニュータウン自主防災組織

第2回 避難所運営ゲーム参加者大募集

白銀ニュータウンで行う二回目のゲームです。興味のある方の参加お待ちしています。

学校の体育館等が避難所として設置された場合の運営ゲームです。
避難所で起こり得る状況の理解と適切な対応方法を学びます。

日時　８月２４日（土）１３：００～１５：００

場所　白銀西集会所

講師　水島　重光 先生
（防災アドバイザー／元内閣府災害ボランティア検討会メンバー）

定　員　　30名程度

申込期限　８月１９日（月）

参加費　　無料

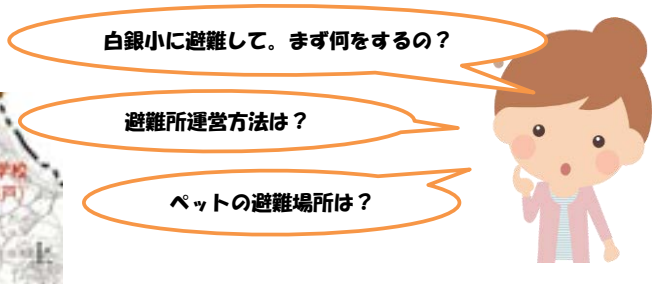

防災情報等の収集

佐倉市防災行政無線テレフォンサービス
※放送内容の確認は 0120-711-508

佐倉市メール配信サービス
登録はカメラからQRコードを読み取っていただくか、
sakura@emp.ikkr.jp へ空メールを送信してください。

参加希望の方は、下記の参加申込書に記入して回覧板に付いている
封筒に入れるか、または、各班長のポストに入れてください。

---------- キリトリ ----------

（参 加 申 込 書）

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　住所 白銀　丁目　－　参加人数　　名

これ以後、「回覧」資料です。

回 覧

令和６年度（第２回）白銀 NT 自治会班長会議事録

・日時：2024 年 6 月 8 日（土）　19:00～20:15

・場所：西集会所会議室

・出席者：49 名

A. 白銀ニュータウン民生委員児童委員紹介（1･2 丁目：松下さん、3･4 丁目：石井さん）

B. 報告・連絡事項

1. 会長席より

① 白銀小学校区地域まちづくり協議会総会　5 月 12 日（日）出席：会長、副会長

② 佐倉東部地区社会福祉協議会理事会　5 月 19 日（日）出席：副会長

③ 第 1 回自主防災組織役員会　5 月 25 日（土）　西集会所　会長席、各委員長

④ 第 1 回東部地区社協福祉委員会　5 月 26 日（日）出席：会長、副会長、住民地域交流委員長

2. 各委員会より

● 総務委員会（伊藤）

① 第 1 回班長会議事録について⇒配布資料 2-2 に基づき説明

6 月 22 日（土）の自治会回覧とするので見直し等あれば来週ころまでに連絡願いたい。

● 会計委員会（黒川）

① 令和 6 年度自治会会費、共用施設管理費納入について　（全戸配布）

② 自治会費、共用施設管理費の集金と、コンビニでの振り込みについて　配布資料 2-1 に基づき説明

③ 7 月 6 日（土）午後、コンビニでの振込み用紙渡し

・集金予定日（6 月 21 日、22 日、23 日）に都合が悪い場合は？→集金日を上書き変更して使用願います。

・２軒所有している場合、会費の徴収は？→両方とも居住していればそれぞれで会費を徴収する。

・班長への振込みはＯＫ？→基本的には訪問集金とするが、色々な事情により訪問集金ができない場合は振込みでも可。ただし、集金合計金額を会計委員会へ報告のこと。

④ 令和 6 年度月次報告について⇒配布資料 2-3 に基づき説明

● 環境美化・地区計画運営委員会（吉川）

① ゴミゼロ運動実施結果（5/26［日］）について⇒配布資料 2-4 に基づき説明

・大勢の皆様の参加いただきありがとうございました。なお、子どもさんも参加されており飲料水はお茶以外のものがいいと思われる。

② 東西集会所草刈りの佐倉シルバー人材センターによる実施

［東集会所：5 月 13（月）・14 日（水）／西集会所：5 月 23（木）・24 日（金)］

③ 6 月 29 日、30 日に大福寺公園にて花壇の整備予定（花の苗の植栽）

● 共用施設管理委員会（岩本）→ なし

● 広報委員会（藤末）

① 令和 6 年度白銀自治会便利表全戸配布について（6/8 配布実施）

② 「しろがね新聞 7 月号」原稿執筆のお願い［6 月 10 日（月）までにメールにて依頼予定］

● 防犯・交通委員会（遠藤）

① 令和 6 年度さくら防犯パトロールネットワーク総会　佐倉ハーモニーホール：6 月 7 日（金）

・5 年前は 110 団体で約 5 千人だったが、現在では 110 団体で約 4 千人となっている。

● 防災委員会（髙橋、川井田防災事務局長）

① 自主防災組織防災用資機材の確認について⇒配布資料 2-5 に基づき説明

・多くの班長の参加をお願いします。

② 白銀地区内の防火水槽、消火栓標識等の点検について（6 月予定）

・年１回の実施を予定

● 住民・地域交流委員会（滝沢）→ なし

● その他

C. 検討・議決事項

1.会長席より

① 佐倉市立佐倉東中学校との協力について⇒検討資料 2-1 に基づき説明

⇒佐倉東中学校から協力依頼、支援依頼があった時に白銀自治会としてどのような協力、支援が可能か検討することで対応する。

② 移動スーパーとくし丸の白銀地区での実施について⇒決議資料 2-1 に基づき説明

・㈱東武ストアから白銀地区での「買い物希望者の自宅先への訪問販売」実施するため白銀自治会の了解をいただきたいとの要望あり。このため、白銀ニュータウン自治会として承認可否の決議をお願いしたい。なお、販売方法は、個人宅に伺って販売する方法である。

→ 特定の業者だけ協力するというのはいかがなものか。

→ 東武ストア（移動スーパー・とくし丸）が勝手に移動販売を行えばいいのであり、何も白銀自治会が協力する必要はない。

→ 白銀地区では歩いて行けるスーパーマーケットがないため特に高齢者のためにも自治会として移動スーパーを紹介すべきである。

⇒色々な議論の結果、承認可否の決議ではなく回覧物及び掲示物の配布について採決をとり、賛成多数で回覧物及び掲示物の配布については了解することとなった。

2. 各委員会より

● 総務委員会　→ なし

● 会計委員会　→　なし

● 環境美化・地区計画運営委員会　→ なし

● 共用施管理委員会（武田）

① 三人目の統括管理人面接結果及び承認依頼⇒決議資料 2-2 に基づき説明

・5 月 25 日（土）午後 2 時～3 時西集会所小会議室にて応募者２名の面接を会長席２名（土橋・渡邉各副会長）、伊藤総務委員長、武田共用施設管理委員長代理、統括管理人２名（川井田・緒方）の計６名で行い、その結果を西池会長へ報告し総合的に判断して 4 丁目の清水さんを３人目の統括管理人として推薦することとした。

⇒採決の結果、賛成多数で３人目の統括管理人は提案通り決定した。

● 広報委員会

① 第 33 回定期総会における要検討事項の検討結果について⇒決議資料 2-3 に基づき説明

・第 33 回定期総会にて、赤い羽根共同募金及び歳末助け合い募金の令和 2 年度全国総計金額が約 168 億円で、その内各種助成が約 143 億円であり、残りの約 25 億円が経費等として支出されているようで募金に協力する気も失せてきている。今後も白銀ニュータウン自治会として

募金運動に賛同していくのか対応を検討してほしいとの要望があった。

このため、広報委員会で色々調査した結果、以下の理由により**今後も引き続き赤い羽根共同募金及び歳末助け合い募金へ協力することとしたい。**

１）白銀ニュータウン自治会として集めた赤い羽根共同募金（令和 5 年度約 1,160 万円）は、7 割が佐倉市および 3 割が千葉県内の福祉活動支援に使われている。[中央募金会への上納金はなし。]

２）白銀ニュータウン自治会として集めた歳末助け合い募金（令和 4 年度約 910 万円）は、全額が佐倉市の地域福祉に使用されている。[中央募金会への上納金はなし。]

３）上記２種類の募金については監査報告書が提出されており、事業報告は会則及び規程に従いその状況を正しく示しているものと認められている。

４）赤い羽根共同募金の佐倉市内の力依頼自治会 272 団体のうち 247 団体の協力を得ている。(90%)

５） 歳末助け合い募金の佐倉市内の協力依頼自治会 272 団体のうち 229 団体の協力を得ている。(84%)

⇒採決の結果、賛成多数で赤い羽根共同募金及び歳末助け合い募金は、今後とも白銀自治会として協力していくこととした。

- 防犯・交通委員会　→ なし
- 防災委員会　→ なし
- 住民・地域交流委員会→ なし
- その他

・第 3 回　班長会：　7 月 13 日（土）19:00～

回 覧

自主防災組織役員会議
第２回　議事録

白銀ﾆｭｰﾀｳﾝ自主防災組織
防災事務局長　川井田

日　時：２０２４年６月２２日(土)　17:15～17:45
場　所：西集会所会議室
出席者：土橋副本部長、川井田防災事務局長、清水・岩崎・緒方・矢澤・鍋田各防災専門委員、道中・房前・深澤各防災委員、遠藤避難誘導チームリーダ、滝沢食料物資チームリーダ、黒川初期消火チームリーダ

討議内容

１．第１回役員会議議事録について⇒自防役会 2-1 に基づき説明
(1) 第１回議事録は、事務局案のとおり了承された。→2024 年 7 月 27 日（土）の自治会回覧とする。

２．令和６年度防災訓練要領について⇒自防役会 2-2 に基づき説明
(1) 開催日時を 7 月 28 日（日）午前：東集会所［１，２丁目班長主体]、午後：西集会所［３，４丁目班長主体］とする。
(2) 防災事務局が各班長からの「被災状況調査表」の全体を取りまとめる前に本部から緊急の指示が出される可能性がある。
(3) できれば防災事務局員は、東西集会所の訓練に参加願いたい。
(4) 基本的には机上訓練であるが、救助・救護チームによる災害用キャリー（リヤカー）の組立訓練をまた、食料・物資チームによるハンドスピーカー取扱い訓練を予定している。

３．その他
(1) 令和６年度自主防災組織腕章番号付与について自防役会 2-2 に基づき説明
自治会班長への腕章配布は、7 月 13 日（土）の班長会時に実施する。また、防災専門委員（専任）への配布は 7 月 27 日（土）第 3 回自主防災組織役員会議時に実施する。
(2) 第 2 回避難所運営ゲーム（西集会所会議室）は、8 月 24 日（土）午後開催予定であるが、詳細開催時間は別途連絡することとする。
(3) 次回防災役員会議予定：7 月 27 日（土）17 時 15 分から
(4) 役員会議終了後、18 時から行われる自治会班長による「防災用資機材の確認」準備のため会議室机上に各種機材をセットした。

【配布資料】
自防役会　２－０　第２回自主防災組織役員会議　議事次第（案）
自防役会　２－１　第１回自主防災組織役員会議　議事録（案）
自防役会　２－２　令和６年度防災訓練要領（案）
自防役会　２－３　令和６年度自主防災組織腕章番号付与一覧表

以上

誰もが安心して暮らすことのできる地域づくり

～ありがとうが行き来するまち～

佐倉市社会福祉協議会

社会福祉協議会（社協）では、６０年以上前から地域福祉の推進に取り組んで参りました。なかでも地区社協の活動では、みなさまからいただく社協会費を活動財源として、地域の皆さまが中心となって、さまざまな福祉活動に取り組んでいます。

現代の急速な社会状況の変化に対応できるまちづくりを推進するために、社協の計画においては**「支えあい」**をキーワードに、地域住民同士のつながりにより、孤立を防ぐ取り組みを進めております。地域福祉活動を推進するためには、みなさまからご協力いただく**「会費」**が必要です。どうぞご協力くださいますようお願いいたします。

会費　５００円の使いみち

佐倉市社協が推進する配食サービス、移動サービスやボランティア活動等の活動費へ

２００円

あなたの住んでいる地域の**地区社協**へ

３００円

音訳活動

福祉教育（点字について）

内郷地区社協　認知症予防運動教室

●一般会員会費　１口／５００円／年　　●特別会員（個人）会費　１口／２，０００円／年

●賛助会員会費　１口／１，０００円／年　　●特別会員（団体）会費　１口／１０，０００円／年

◎会員のご加入はみなさまの自由なご意思によります

社協活動はみなさまが会員となってご協力いただく会費に支えられています

地区社会福祉協議会

生活を支えるために必要な公的制度や福祉サービスはいろいろありますが、それだけでは困りごとや不安は解消されません。１４地区社協では、住み慣れた地域の中で、住民同士が助け合い、支えあって暮らしていくために、サロンのような交流の場づくりや支えあいサービスなど、さまざまな活動をおこなっています。ここでは各地区社協の主な活動や各事務局の開所時間をご紹介します。

志津北部圏域・志津南部圏域

事務局：西部地域福祉センター内
佐倉市中志津2－32－4　FAX　463－4169
<志津・ユーカリが丘>☎460－1781
<志津南・西志津>☎460－1782

志津地区社協

火･木　13：00～16：00
水･金　 9：00～11：30

ふれ愛カフェ、ふれ愛サービス
１００円喫茶（8会場）
敬老事業
友愛訪問
世代交流会
志津ふれあい福祉まつりなど

昔遊びと学校給食を楽しむ会

志津南地区社協

火･水･金　11：00～15：00

愛あいサービス
愛あいカフェ・森の茶屋
敬老事業
ひとり暮らし高齢者食事会
福祉まつり
げんき教室など

森の茶屋

ユーカリが丘地区社協

火･水･金　13：00～17：00

スマイルサービス
いきいきサロン、１００円・歌声喫茶
世代間交流スポーツレクリエーション
ふくし祭り、市民研修会
高齢者ふれあい交流会
住民福祉懇談会
友愛訪問など

ふくし祭り

西志津地区社協

火･水･木　9：00～13：00

ふれあいサービス 絆
いきいきサロン
ふれあい茶々・落語会
スクールガードボランティア
西志津敬老ふれあいフェスタ
独居高齢者ふれあい訪問など

ふれあい茶々

臼井・千代田圏域

<臼井地区社協・うすい東地区社協・王子台地区社協>
事務局：臼井センター
佐倉市王子台1－23　レイクピアうすい3階
☎&ＦＡＸ　462－0743
<千代田地区社協>
事務局：老人憩いの家千代田荘内　佐倉市生谷1306
☎　461－5641　FAX　308－6783

臼井地区社協

月･木　9：30～16：30

支えあい愛の手サポート
いきいきサロン
いこいの食事会
ひとり暮らし高齢者配食
友愛訪問
三世代交流など

いきいきサロン

うすい東地区社協

水･土　9：30～16：30

にこにこサービス
いきいきサロン
すこやか食事会
ふれあい子ども祭り
介護施設車いす清掃
広報紙発行など

いきいきサロン

王子台地区社協

火･金　9：30～16：30

支えあいサービス王援隊
ラウンジ王子台
にこにこお楽しみ会（ひとり暮らし高齢者）
世代交流グラウンドゴルフ
あいさつ・声かけ運動
スクールガードボランティア
小学生俳句・詩・短歌コンテスト
広報紙発行など

にこにこお楽しみ会

千代田地区社協

火･木･金　13：00～17：00

木曜カフェ
OneCoinBar（ワンコインバー）
いきいき健康サロン
敬老事業
夏休み親子お楽しみ会
チャイルドシート・車いす貸出し
ふれあい演芸会
移動支援（買物バス）など

移動支援（買物バス）

地区社協枠内は、事務局の開所している日時および主な事業です。事業内容等詳細はそれぞれお問い合わせください。

地区社協の活動費として
一般会費の6割
賛助会費の8割
特別会費（個人）の9割
を活用させていただいています。

佐倉圏域

<佐倉城の辺地区社協・佐倉東部地区社協>
事務局：社会福祉センター内　佐倉市海隣寺町87
☎　484−6033　FAX　486−2518
<内郷地区社協>
事務局：よもぎの園内　佐倉市宮前2−13−1
☎&FAX　486−5690

佐倉城の辺地区社協

火･金　10：00～15：00

虹のサービス
買い物支援
いきいきサロン
住民福祉懇談会
広報紙発行
小中学生の登下校の見守りなど

いきいきサロン

佐倉東部地区社協

火･木　9：00～13：00

茶話やかサロン
あいさつ運動
健康スポーツ
ひとり暮らし高齢者昼食会
子育てサロン「ひろば」
つどいの場
防犯パトロール
スマホ教室など

ひとり暮らし
高齢者昼食会

内郷地区社協

火･木　10：00～15：00

認知症予防運動
高齢者交流会
内郷小学校支援
ふくしまつり
住民懇談会
福祉施設支援
公園・通学路の整備
ラジオ体操会など

認知症予防運動

南部圏域

事務局：南部地域福祉センター内　佐倉市大篠塚1587
☎&FAX　483−7288

根郷地区社協

火･木　9：00～16：00

ちょこっとサービス
地域交流会
住民福祉懇談会
友愛訪問
根郷福祉まつり
子育てサロン「トトロちゃんクラブ」
根郷フットサル教室など

子育てサロン
「トトロちゃんクラブ」

和田地区社協

火･金　9：00～15：00

わだすけ60分サービス
配食サービス
高齢者バス旅行
児童と高齢者の交流
防災体験
子育て支援活動
「ママのほっとタイム」
敬老事業など

児童と高齢者の交流

弥富地区社協

火･金　9：00～12：00

はっぴーサービス
ひとり暮らし高齢者配食
弥富いきいき寄席
昔遊び
住民福祉懇談会
グランドゴルフ
学区内パトロールなど

はっぴーサービス
（買い物支援）

こんな時は社協にご相談ください

地域活動に参加したい

・１４地区社協では、地域のみなさまと協力して様々な交流活動やささえあい活動をしています。

地域共生推進班　☎484−6033

障害福祉サービスについて相談したい

・障害福祉サービス事業に基づく相談及び利用支援

介護支援班　☎484−6196
☎486−2519

金銭面で生活に困ってしまった

・一時的に生活費が不足してしまった、学費が必要になった方などへの相談、貸付（審査あり）
・フードバンクからの支援や活動への協力

経営管理班（貸付担当）　☎484−6200

生活や仕事について相談したい

・家計のやりくりや借金の整理、生活費が足りない、住む場所を失ってしまいそうなどの家計に関するご相談
・仕事が決まらない、続かないなどの就労に関するご相談
・家族が家に閉じこもっているなどのひきこもりに関するご相談
・就労するための準備が必要な方向けの個別・集団プログラム（畑作業やレクリエーション等）

くらしサポートセンター佐倉　☎309−5483

ボランティアをしたい
ボランティアをたのみたい

・地域での活動、子育てや在宅の高齢者、障がい者に係わる活動、施設での活動、趣味や特技をいかした活動など多くの活動があります。
・ボランティア活動に関するご相談
・福祉教育に関するご相談
・ボランティア登録や保険に関するご相談

佐倉市ボランティアセンター　☎484−6198
西部地域福祉センター
ボランティアセンター　☎463−4167

ひとりで出かけるのが大変

・ひとりで公共交通機関を利用して外出をするのが難しい方への車による移動サービス

移動サービス事業　☎484−4319

・車いすの貸出し（１ヶ月まで）無料

西部地域福祉センター　☎463−4167
※車いすは市内の郵便局や南部地域福祉センターでも借りられます

判断能力や金銭管理に不安を感じる

・成年後見制度に関する相談及び利用支援
・判断能力が十分でない方への福祉サービスの利用支援や金銭管理を行います。

成年後見支援センター　☎484−1288
権利擁護班　☎484−0698

佐倉市社協マスコットキャラクター
“ふうりっぷ”

【お問い合わせ先】
社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会
〒285-0013 佐倉市海隣寺町８７　社会福祉センター２Ｆ
☎　：４８４−６１９７（代）
ＦＡＸ：４８６−２５１８
ＵＲＬ：http://www.sakurashakyo.or.jp
E-mail：tsunagu@sakurashakyo.or.jp
：https://www.facebook.com/sakurashakyo

回覧物

赤十字活動資金（社資）へのご協力のお願い

赤十字活動資金へのご協力をお願いいたします。

日本赤十字社は、「人のいのちと健康、尊厳を守る」ことを使命として、災害時の医療救護活動や、被災者への救援物資の配布、命を救う救急法の普及、赤十字ボランティアの育成等の国内外における様々な人道的活動を行っています。

これらの人道的活動は、赤十字の活動にご賛同いただいた皆様からお寄せいただく活動資金（社資※１）によって支えられています。

ハートラちゃん

○　赤十字活動資金（社資）へのご協力は、強制ではなく、個人の自由な意思、判断に基づくものでございます。

○　年５００円以上を目安としたご協力により赤十字活動へのご支援をいただけると幸いです。※２

●　税制上の優遇措置について　（引用：令和６年度事業計画の概要と赤十字活動推進の手引きｐ16から）

優遇区分	内容
所得税	寄付金の金額（但し、上限は寄付者の年間所得総額の４０％まで）から２千円を引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
相続税	相続により取得した財産（全部または一部）を寄付した場合、寄付した相続財産の価格が相続財産から除外されます。
法人税	日本赤十字社に対する寄付は、「特定公益増進法人に対する寄付金」に該当します。通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額を損金に算入することができます。

●　赤十字の表彰について　（引用：令和６年度事業計画の概要と赤十字活動推進の手引きｐ16から）

種別	表彰内容	基準額	内容
感謝状	感謝状	１０万円以上	一時又は数次にわたり会費又は寄付金のご協力をいただき、その金額が 10 万円以上に達した方
有功章	銀色有功章	２０万円以上	一時又は数次にわたり会費又は寄付金のご協力をいただき、その金額が 20 万円以上に達した方
	金色有功章	５０万円以上	一時又は数次にわたり会費又は寄付金のご協力をいただき、その金額が 50 万円以上に達した方

赤十字運動月間について

※１　社資は、会費と寄付金をあわせた活動資金の呼び方です。社資のことを活動資金ともいいます。
　　会費：自治会や協賛委員からの募金。寄付金：募金箱から集めた不特定者の募金。

※２　日本赤十字社では、毎年、創立の月にあたる５月を「赤十字運動月間」（千葉県支部では５月と６月）とし、この月間を中心に全国の皆様に年額５００円以上を目安とした活動資金（社資）のご協力をお願いし、赤十字活動への継続的なご支援と組織及び事業の進展を図ることとしています。

なお、年額2,000円以上のご協力をいただける方には、日本赤十字社の目的に賛同する支援者として登録させていただき、赤十字事業の活動内容をよりご理解いただけるよう、広報誌などを送付しております。

回 覧 物

令和５年度 赤十字活動資金（社資）募集 結果のご報告

令和５年度佐倉市では、皆さまの善意の結果 **総額１４，５０６，３３９円**もの活動資金（社資）が集まりました。皆さまからお預かりした活動資金（社資）は、日本赤十字社千葉県支部へ送金し、下記歳出内訳にある災害救護活動をはじめ、ボランティア活動、医療事業、血液事業や世界の各地で発生した紛争・災害等の緊急救護活動等のさまざまな人道的活動へ有効に活用させていただきます。

≪赤十字活動資金（社資）内訳≫（令和６年３月時点）

ご協力ありがとうございました。

区 分	金 額（円）
一 般 社 資	１３，９７４，８９２円
法 人 社 資	５３１，４４７円
総 額	１４，５０６，３３９円

ハートラちゃん

引用：日赤 NOW Vol63

≪参考≫ 日本赤十字社千葉県支部令和４年度歳出内訳（※５年度の歳出は現在集計中。）

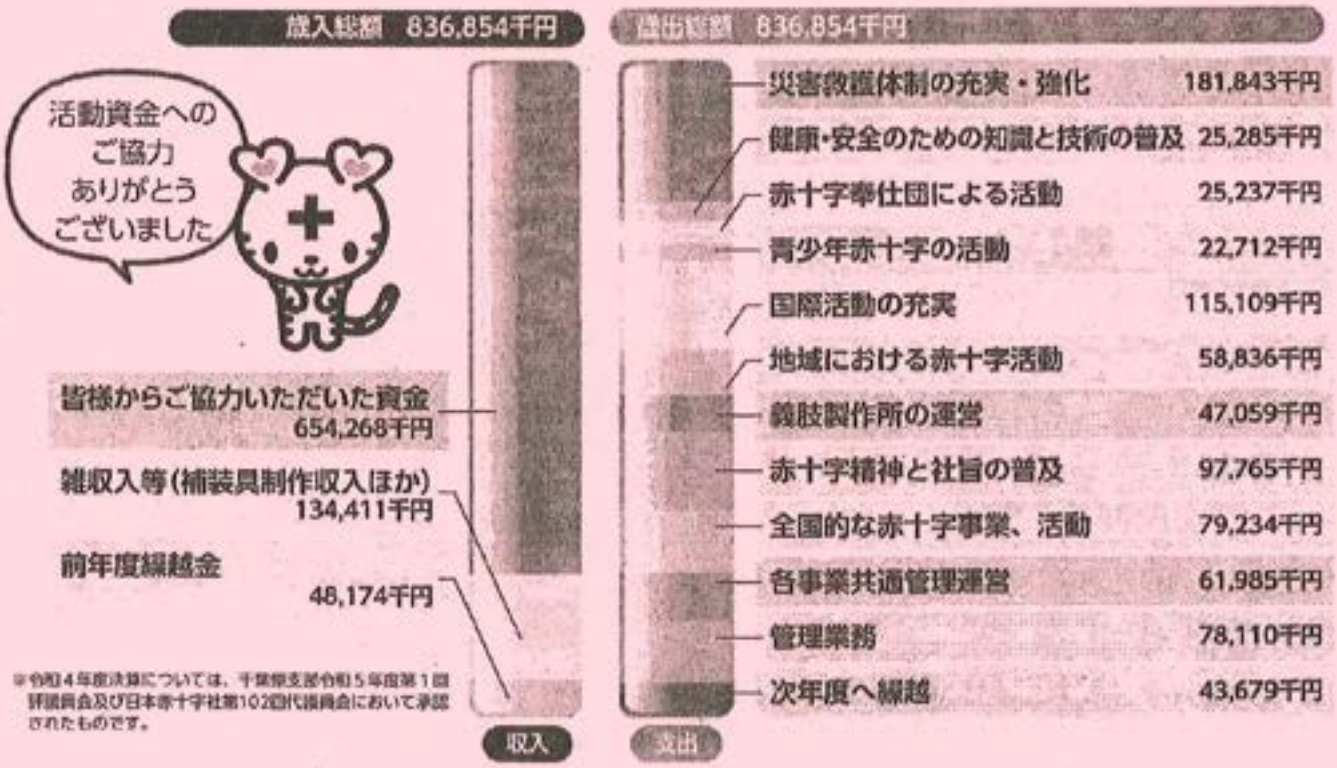

※ 災害義援金は、活動資金（社資）とは別に、集められた金額の全部を被災された方々にお届けしています。

※ 決算額は千円未満を切り捨てているため合計額とは一致しません。

※ 令和５年度の歳出内訳につきましては、**８月ころの回覧**でお知らせする予定です。

2024. 8

移動交番だより

佐倉警察署　移動交番係　TEL043-484-0110

150th

千葉県警察 CHIBA POLICE

防災意識を高めましょう！

毎年9月1日は「防災の日」、8月30日から9月5日は「防災週間」と定められていることを知っていますか？

防災は「自らの命は自らが守る」ことが重要です。

この機会に「自らが何をするべきか」考え、災害に対して十分な準備をしましょう。

個人・家族

自分（家族）の命は
自分（家族）で守る。

自助

共助

公助

地域

町内や自治会などで
力を合わせて協力する。

行政機関

各自治体や警察、消防
など公的機関が助ける。

この3つの行動が、災害に対応する大切な柱です。
地域のみなさん、「今できること」から備えを始めてみませんか？

意外と知らない自転車のルールを一緒に確認しましょう。

第1回目は「自転車保険に入ろう」です。

千葉県では、**自転車利用中の事故で他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等への加入が義務化**されています。

まずは、ご自身や家族が加入している保険の内容・補償範囲の確認をしましょう。

インターネット等で簡単に加入できる保険も多数出ています。詳しくは、各損害保険や共済等の会社、保険代理店等にお問い合わせください。

次回は「点検整備について」です！

資料5－1

移　動　交　番　開　設　予　定　表　（　8　月　）

佐倉　警察署

日	曜日	午前		午後		備考
		開設時間	場所	開設時間	場所	
1	木	10:00 ～ 11:30	南部保健福祉センター			
2	金			14:00 ～ 15:30	タイヨー酒々井店	
3	土					
4	日					
5	月	10:00 ～ 11:30	酒々井町駅前交流センター	14:00 ～ 15:30	西志津ふれあいセンター	
6	火	10:00 ～ 11:30	イオン臼井店	14:00 ～ 15:30	山王集会所	
7	水	10:00 ～ 11:30	根郷公民館	14:00 ～ 15:30	イオンタウンユーカリが丘東館	
8	木	10:00 ～ 11:30	TAIRAYA佐倉店			
9	金	10:00 ～ 11:30	佐倉市立中央公民館	14:00 15:30	酒々井プレミアムアウトレット	
10	土					
11	日					
12	月					
13	火	10:00 ～ 11:30	八幡台会館	14:00 ～ 15:30	志津市民プラザ	
14	水			14:00 ～ 15:30	クライネスサービス本部宮ノ台	
15	木	10:00 ～ 11:30	ヤオコー染井野店	14:00 ～ 15:30	イオンタウンユーカリが丘東館	
16	金	10:00 ～ 11:30	南部保健福祉センター	14:00 ～ 15:30	酒々井プレミアムアウトレット	
17	土					
18	日					
19	月	10:00 ～ 11:30	セブンイレブン西志津6丁目店			
20	火	10:00 ～ 11:30	イオン臼井店			
21	水	10:00 ～ 11:30	佐倉市立中央公民館			
22	木	10:00 ～ 11:30	根郷公民館	14:00 ～ 15:30	西志津ふれあいセンター	
23	金					
24	土					
25	日					
26	月	10:00 ～ 11:30	八幡台会館	14:00 ～ 15:30	ヤオコー染井野店	
27	火			14:00 ～ 15:30	志津市民プラザ	
28	水			14:00 ～ 15:30	クライネスサービス本部宮ノ台	
29	木	10:00 ～ 11:30	酒々井町駅前交流センター	14:00 ～ 15:30	TAIRAYA佐倉店	
30	金	10:00 ～ 11:30	タイヨー酒々井店			
31	土					

事件・事故等の発生や気象条件等により変更になる場合がありますので、詳細は佐倉警察署地域課にお問い合わせください。

電話番号　043(484)0110(代表)